

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和三年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 宇陀市大宇陀宮奥から山辺郡山添村大字遅瀬まで
- 三 測量の終了年月日 令和三年二月二十六日